

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 3 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 245 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部の商品を海外の業者から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格については為替相場変動の影響を受けないことから、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容について一応の説明は受けているものの、中途解約時の解約清算金等の具体的な説明は受けておらず、本件契約のリスクを理解しないまま、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、海外から仕入れる商品について、為替相場変動の影響を受けていることを聴取した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取結果にもとづいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ったものの、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	・平成 24 年 10 月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 263 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、これを加工した上で、国内において円建てで販売していた。仕入価格が為替相場変動の影響を受けることはなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び具体的リスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について客観的資料による裏付けを取らなかった点において、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 31 日及び同年3月 26 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 396 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、海外の商材を仕入れているA社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の分析を行ったが、その裏付けとなる資料の徴求が十分ではなく、結果的に為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月7日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第397号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を含む商材を国内の会社から円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約による為替差損が事業継続に相当な負担となっている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第466号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を、直接外貨建て又は円建てで仕入れるとともに、国内の会社からは円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が直接海外から外貨建てで仕入れる商品の仕入価格については、為替相場変動の影響を受けるものであり、その影響を販売価格に転嫁することは困難であったが、その他の仕入に係る仕入価格に関しては、為替相場変動の影響を受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズは限定的であり、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約を勧誘す

	<p>るに至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、客観的資料によりA社の外貨実需額の裏付けを取っていないこと、仕入価格と為替相場との相関性の分析を行っていなかったことからすれば、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・本件契約の契約期間については、A社が希望する行使価格で締結するために長期になっているが、A社の事業等を勘案すれば結果として長期に過ぎるものであったことは認める。 ・当行は、A社に対し、事前確認資料を用いて本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月26日及び平成24年4月3日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったこと、A社の事業等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第576号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から原料を主に外貨建てで輸入し、加工した上で、国内外において販売しているが、商材の販売によって得た外貨を輸入の支払いに充てていたため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を含め、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月18 日及び同年3月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社及びB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 622 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から原材料や商品を外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から直接外貨建てで輸入しているものについては、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等をよく認識しておらず、円高時に発生し得る為替差損及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、ヘッジ対象額についてA社からの聴取に依拠し、客観的資料にもとづく検証を行っていないことからすれば、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第698号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、外貨建てで仕入れる商品の仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すると、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。また、本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接外貨建てで仕入れている商品の仕入額を把握し、為替リスクヘッジニーズを確認して本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握した仕入額は聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月6

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと並びにA社の事業等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第706号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額を客観的資料により確認していないなど、A社の外貨実需額の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第712号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から外貨建てで仕入れている商品については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から輸入をしていること及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第714号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外の原材料を含む商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第751号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで商品を輸入するとともに、国内の企業から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は商品を海外から直接外貨建てで輸入しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、円高時に発生するリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第806号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、主に国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたが、仕入価格の変動に係る主な要因は商品の需給関係であったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格に係る為替相場変動の影響の把握等といった為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 30 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 861 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 4 月 4 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 7 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 874 号
------	-----------------

申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れていたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することは可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社の営業利益等を勘案すれば、本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時に発生し得る為替差損及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及びA社が作成した資料により、A社が海外から直接輸入をしていること及びA社の輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月3日及び同年6月12日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第875号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れていたが、仕入価格に係る為替相

	<p>場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することは可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の営業利益等を勘案すれば、本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時に発生し得る為替差損を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及びA社が当行で行っている外貨送金等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握し、またA社が他の金融機関との間で同種のデリバティブ取引を行っていることを確認した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から、他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引額を聴取し、ヘッジ比率が過大にならないことを確認した。 ・当行は、A社に対して、円高時に発生するリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 12 日、同年6月 12 日及び同年7月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第888号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であり、本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握していたA社の外貨実需額について、A社との認識に乖離があり、当行としても客観的な資料による裏付けが十分ではなく、結果としてヘッジ比率が過大となってしまったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 27 日及び同年5月 15 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第924号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外の原材料をもとに国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内又は海外において円建て又は外貨建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響は僅かであるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・海外から仕入れている商品もあるが、すべて子会社との取引であり、仕入価格については価格調整が可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額をよく把握しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、本件契約の勧誘に際し、A社の仕入価格が為替相場変動の影響を受けることについて、A社に確認している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 20 日及び同年6月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月5日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第929号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の勧誘を受けた当時、他の金融機関との間で既にデリバティブ取引を導入しており、本件契約の締結により、ヘッジ比率が過大となった。 ・B銀行担当者は、当社からの説明により、本件契約の締結によって、当社のヘッジ比率が過大になることを認識していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていることを聞いたことはない。 ・当行は、A社の輸入仕入額を聴取により把握したが、客観的資料による裏付けを取っていないことから、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流を踏まえた外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第931号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から直接外貨建てで輸入している商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、これを全て販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。また、本件契約による為替差損が事業継続において相当な負担となっている。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行が把握していたA社の外貨実需額は聴取によるものであって、客観的資料

	<p>による裏付けを取っていないことから、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第948号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品及び原材料を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品及び原材料を海外から外貨建てで仕入れており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容、円高時に発生するリスク及び解約時に生じる解約清算金について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が直接海外から商品を仕入れていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の業績は堅調に推移しており、財務耐久性に問題はないものと判断して本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社に対し、円高時に発生するリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 6

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 10 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第968号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に、国内の会社からの受注にもとづき、海外から材料等を外貨建てで輸入し、加工して販売等している。 ・当社は、材料等を海外から直接外貨建てで仕入れていたが、輸入よりも輸出が超過する輸出型企業であり、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスク及び解約清算金等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が海外から材料等を直接外貨建てで仕入れていること、及びA社の輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月17日、同年5月31日及び同年7月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及びA社の事業等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第982号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は固定されており、為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行が把握したA社の実際の仕入額は聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っていないことから、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったこと、仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていない等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第990号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

<p>の申出内容</p>	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から外貨建てで輸入している商品については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は他の金融機関との間でもデリバティブ取引を行っており、当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社はB銀行担当者に対して、他の金融機関とデリバティブ取引を行っていることは説明している。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から説明を受けたものの、解約清算金等の金額及び本件契約のリスクについては十分な説明を受けておらず、円高時のリスクを認識しないまま本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行はA社から、他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っているとの説明は受けていない。 ・当行は、A社の自己資本が十分であることを勘案し、A社の財務耐久性について問題ないものと判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 24 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第996号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内の会社から製品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けないため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、商品性についてはある程度理解したものの、円高時のリスクについては十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社の仕入額が為替相場変動の影響を受けることについて、客観的資料による裏付けを取っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1009号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を国内の関連会社から円建てで仕入れ、国内の会社に円建てで販売している。 ・当社の取引に係る為替相場変動の影響は関連会社において吸収していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社とA社の関連会社を一体として勘案し、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取により、A社が締結していた他の金融機関とのデリバティブ取引を確認したが、客観的資料による裏付けを取っているものではないことから、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 27 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第1010号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を国内の関連会社から円建てで仕入れ、国内の会社に円建てで販売している。 ・当社は、海外の商品を国内の関連会社を通じて円建てで仕入れていたが、為替相場変動の影響は関連会社において吸収していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が関連会社を通して海外の商品を仕入れていることを把握し、仕入価格に係る為替相場変動の影響はA社が負担することを確認した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1014号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外の会社から商品を円建て又は外貨建てで仕入れており、外貨建てで仕入れる商品の仕入価格については為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社はB銀行に対し、月毎の試算表及び他の金融機関との間で行っていたデリバティブ取引の内容について開示していた。 ・当社の外貨実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の営業利益等を勘案すれば、本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の実際の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っておらず、また、A社が他の金融機関と行っているデリバティブ取引の一部しか把握していなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1026号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたが、為替相場変動の影響は関連会社において吸収していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約に係る説明資料等を受け取ったが、円高時のリスク等について十分な説明を受けず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及びA社が作成した仕入に係る資料により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐

	<p>久性の検証が不十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 5 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 1044 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる原材料の仕入価格は為替相場変動の影響ではなく、主に需給関係及び経済情勢により決定されることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、円高時に生じ得る為替差損についても理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、大手取引先に販売する部分についてはA社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことからすれば、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 19 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第1050号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は為替相場変動の影響ではなく、商品の需給関係及び市場価格により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から、十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金について認識せずに、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、申立人が国内の会社を通じ海外産の商品を扱っていることは把握していたが、その仕入価格が為替相場変動の影響をどの程度受けるか検証していないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1052号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を、国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を国内から円建てで仕入れており、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果としてA社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っていること、A社は以前にも当行との間でデリバティブ取引を行っていることから、説明方法及び本件契約の理解度において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及びA社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1053号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内で製造された商品を、国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が国内の商社から輸入品を仕入れていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1054号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を、国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していることから、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに

	<p>至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1059号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された半製品を、海外から直接又は国内の会社を通じて、外貨建て又は円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外で製造された半製品を外貨建てで仕入れていたが、当社は販売先が指定した仕入先から半製品を仕入れており、仕入価格に係る為替相場変動の影響については販売先が負担していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の収益力を勘案すれば、財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約のリスク及び解約清算金について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえたA社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 30 日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第1060号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から原材料を仕入れて加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社から原材料を円建てで仕入れており、その仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約のリスク及び解約清算金の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社の扱う商材が一般的に為替相場変動の影響を受けるものであると判断して、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 5 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第1078号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、海外において円建てで販売するとともに商材の輸送も海外の会社に依頼している。 ・輸送費については為替相場変動の影響を受けるものの、その金額は僅かであったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社のヘッジ対象額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸送費を把握した上で、輸送費については外貨建てで決定されることを確認し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断して、本件契約の勧誘に至った。 ・当社は、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1086号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外から直接外貨建てで商品を輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入時の為替レートで為替予約を行い、支払額を確定させており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったこと、また、当社の仕入価格は商品の需給関係により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約の円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の取引期間は長期であるが、A社が自らの営業基盤を踏まえて選択したものである。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月7日及び同年8月20日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの認識の共有化が不十分であったこと、本件契約の取引期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第5号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

<p>の申出内容</p>	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内の会社を通じて商材を円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から仕入れていたが、その仕入価格は商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・本件契約の取引期間は、当社の事業内容等を勘案すると長期に過ぎるものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時に発生し得るリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行) の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の国内の会社を通じた海外からの仕入額を聴取した上、特定の輸入品目の仕入額につき一部客観的資料により裏付けを取っていたが、仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であったこと、及びA社の事業内容等からすれば本件契約の取引期間の合理性に疑義があることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 16 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第7号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外及び国内から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内外において外貨建て又は円建てで販売している。 ・当社が海外から仕入れている商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであったが、商品の輸出によって得た外貨を輸入の支払に充てることが可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接外貨建てで商品を輸入していること、及び仕入価格は為替相場変動の影響を受けることを聴取し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額等の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第8号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内外において外貨建て又は円建てで販売している。 ・当社が海外から仕入れている商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであったが、商品の輸出によって得た外貨を輸入の支払に充てることが可

	<p>能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、外貨に恒常的な余剰が発生する商流であることをB銀行に説明した。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接外貨建てで商品を輸入していること、仕入価格は為替相場変動の影響を受けること、及び外貨建ての輸入額が増加する見込みであることを聴取し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社からの聴取等により、A社が部門別に外貨を管理しており、部門を越えて外貨を融通していないことを確認した。 ・当行は、A社のヘッジ対象額等の把握が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第18号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響の全てを販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であっ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、勧められるがまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商品を仕入れていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等によりA社の実需を把握したが、客観的な資料による確認までは行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第20号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を子会社から外貨建てで、又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が子会社を通じて仕入れる商品については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったため、当社のグループ全体としてみれば、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、外貨実需額を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について一応の説明を受けたものの、本件契約が内包する円高時のリスク等のデメリットの説明は不十分であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに

	<p>至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、ヘッジ対象額の裏付け資料を徴求しなかったが、十分なヒアリングを行っていたことから、為替リスクヘッジニーズの検証は十分であったと認識している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時に発生する想定損失額等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月28日、同年9月7日、及び同年10月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第39号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外の会社から外貨建てで、又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外で製造された商品を海外の会社から外貨建てで仕入れていたところ、仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、これを全て販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社が他の金融機関と行っていたデリバティブ取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分な説明を受けないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流やヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、ヘッジ対象額についてA社からの聴取に依拠し、客観的資料にもとづく検証を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第47号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部海外産の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が主に仕入れる商品は国内産のものであり、海外産の商品の仕入価格も為替相場変動の影響よりも需給関係によって決まることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社の財務状況を勘案すれば、本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	—
あっせん 手続の結果	<p>【適格性審査前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立書を受領した後、A社から会社を清算することになったため、申立てを取り下げる旨の連絡を受けた。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件申立てに係る申立取下書が提出されたことから、平成 24 年 12 月 19 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第49号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から円建てで仕入れている商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであり、その影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社のヘッジ対象額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的な金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、ヘッジ対象額についてA社からの聴取に依拠し、客観的資料により裏付けを取っていないことから、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと、及びA社の業容に鑑みると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第52号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入するとともに、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から外貨建てで仕入れる商品については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から直接商品を仕入れていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から聴取した輸入仕入額とA社の3期分の決算書の仕入額をもとにヘッジ対象額を検証した。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第53号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から外貨建てで仕入れる商品については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約時に発生する解約清算金の具体的な金額について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、客観的資料によりA社の輸入仕入額についての裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認めらる。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第64号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、貨物運送に係る支払、回収について外貨建て又は円建てで決済している。 ・当社は、回収した外貨を支払いに充てていることから、外貨実需額は僅かであり、長期のデリバティブ取引契約を締結するまでの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時に発生する為替差損等のリスクをよく認識しておらず、また、契約内容についても十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から、今後の為替相場について、一定以上の円高には

	ならないとする断定的な説明を受け、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っている。 ・当行は、為替相場についての断定的な判断の提供は行っていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第65号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の企業から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は円建てで決定されることから、為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解できておらず、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 14 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第66号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての商品の仕入価格は、為替変動相場の影響を受けるものであり、販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算等の内容を十分に理解できておらず、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握は聴取によるものであって、客観的資料による確認を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月

	<p>26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月14日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第67号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての商品の仕入価格は、為替変動相場の影響を受けるものであり、販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算等の内容を十分に理解できておらず、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入の大部分が外貨建てであることを聴取したことから、ヘッジ比率に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第68号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての仕入価格については、為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等について、十分な説明を受けておらず、B銀行担当者からの強い勧誘を受け、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び当行で行っている外貨送金の実績により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、国内の会社から仕入れている海外の商品についても仕入額が増加する見込みであることを聴取しており、実際にA社の外貨の取扱量が増加していたことから、本件契約に伴うヘッジ比率に問題はないものと判断した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 7 月 9 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第84号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を当社のグループ会社等から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる商品の仕入価格は円建てで値決めをしていることから、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、円建てで輸入を行っている商品についても、今後は外貨建てに変更する予定であることを確認していた。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第85号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨建ての仕入総額は、本件契約の締結時点をピークに減少してきており、結果として、本件契約のヘッジ比率は過大なものになっている。 ・当社の事業内容を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、度重なる勧誘を受け、やむなく本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の契約期間については、A社も理解・納得の上で契約を締結していると判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク及び解約時には解約清算金が発生することを事前確認資料を用いて十分に説明しており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の締結時点のA社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと、A社の事業内容等からすれば本件契約の契約期間の合理性に疑義があることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第90号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れるとともに、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が、海外から外貨建てで仕入れている商品については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社

	<p>には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額について客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時に発生し得る為替差損等のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第93号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を輸入し、輸入仕入額及び運送費を外貨建てで支払い、国内において円建てで販売している。 ・当社の輸入に係る仕入価格及び運送費は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁できないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び財務状況を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、輸入仕入額及び商材の運送費が為替相場変動の影響を受けていること等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が他の金融機関との間で行っているデリバティブ取引を把握した上で、本件契約締結当時、A社の業績が伸張していたことから仕入額の増加が見込まれたこと、及びA社から本件契約締結の要請があったことから契約を締結したが、結果として本件契約の締結に伴うヘッジ比率が高率となってしまったこと、及び財務耐久性の検証が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第94号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商材を輸入し、輸入仕入額及び運送費を外貨建てで支払い、国内において円建てで販売している。 ・当社の輸入に係る仕入価格及び運送費は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁できないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び財務状況を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けてお

	らず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、輸入仕入額及び商材の運送費が為替相場変動の影響を受けていること等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から本件契約締結の要請を受け、A社の他の金融機関とのデリバティブ取引を勧案した上で本件契約を締結したが、結果として本件契約の締結に伴うヘッジ比率が高率となってしまったこと、及び財務耐久性の検証が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第98号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は、市場価格の影響により変動するものであり、為替相場変動の影響を受けるものではなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びA社が輸入取引をしていることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第101号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を、国内の会社又は子会社を通じて円建てで仕入れ、自らの事業に使用している。 ・当社が仕入れる商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約時に生じる解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外製の商品に係る仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額について、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第104号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内から円建てで商品を仕入れるとともに、海外から一部商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入のほとんどが国内からであり、また、本件契約締結当時、輸入業務を子会社に移管する予定であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等については十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社の仕入価格の具体的変遷や為替相場との相関性について客観的資料による裏付けを取っておらず、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び仕入価格に対する為替相場変動の影響の程度の把握が不十分であったこと等A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第105号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内から円建てで商品を仕入れるとともに、海外から一部商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は仕入先との合意により固定されていることから、為替相場変動の影響を受けず、また、為替相場変動の影響があっても販売価格に転嫁できたため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等については十分に理解できないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替相場変動の影響を受ける仕入額について客観的資料による裏付けを取っておらず、ヘッジ対象額の把握が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第106号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が扱う商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであり、その影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第113号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

<p>の申出内容</p>	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しており、その仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すると、本件契約に伴うヘッジ比率は過大なものであった。 ・本件契約締結当時の経常利益は減少傾向であり、当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ったが、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月5日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第120号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内の会社から商材を円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社は、一部海外で製造された商材を仕入れていたが、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、為替相場が円高に振れた場合に本件契約によって生じ得るリスクについて、十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等により、A社のヘッジ対象額を把握していたが、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第126号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の子会社で製造された商材を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外の子会社から仕入れている商材の仕入価格は、20年以上変更されておらず、また、為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には

	<p>為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外の子会社からの輸入仕入額を把握した上で、海外の子会社は現地で原材料を外貨によって調達していることから、A社のグループ全体としてみれば為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入額等について、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、海外の子会社の商流等を踏まえたA社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第130号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の実需額及び当社と他の金融機関との間のデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けないまま、B銀行を信頼して本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社と他の金融機関との間のデリバティブ取引を把握し、本件契約の締結によってヘッジ比率が過大にならないことを確認していた。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の他の金融機関との間のデリバティブ取引を考慮に入れた上での為替リスクヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第131号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を直接外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れていたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引についてA社から聴取した上で、その内容をA社に確認していた。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 16 日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第132号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を直接外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れていたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社が他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていたことについては、A社から説明を受けていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第134号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を全く受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約が内包する円高時のリスク等のデメリットについて十分な説明を受けておらず、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断れずに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月11日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第142号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で生産された商品を円建てで、海外で生産された商品を外貨建

	<p>で仕入れ、国内において円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであるが、販売先との間で仕入価格に当社の一定の利益を上乗せしたものを販売価格とすることを合意していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約時に生じる解約清算金等のデメリットについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第148号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から機材及び資材を調達し、国内において加工の上、販売している。 ・当社は、海外製の機材及び資材を一切仕入れておらず、また、これを仕入れる計画も有していなかったことから、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約時に発生する清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握するとともに、海外の会社から新たに海外製の機材を長期に亘って輸入する計画があることを確認し、今後、一定の為替リスクヘッジニーズが発生すると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社が今後計画している機材に係る輸入仕入額の把握が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第154号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から原材料を円建てで仕入れ、これを製造・加工の上、海外において外貨建てで販売している。 ・当社は、輸入を行っていないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約締結当時、輸入業務を新規に開始することを検討していたが、これは計画に過ぎず、実際には輸入業務は開始しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社が輸入業務を開始することを検討していること、及び当該輸入業務における輸入仕入額の予定を把握した上で、A社に</p>

	<p>一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が開始を予定していた新規輸入事業に係る契約書等の確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社が予定していた新規輸入業務に係る確認が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第159号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び他の金融機関と締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の内容及び円高時のリスク等を十分に理解しておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が締結していた他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すると、本件契約に伴うA社のヘッジ比率が過大であったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社が他の金融機関と締結していたデリバティブ取引の状況を踏まえたA社のヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第163号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響よりも需給関係の影響を強く受けることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等のデメリットについて説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性を客観的な資料により確認していないこと等、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、商流等を踏まえた外貨実需額の把握等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第167号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外産の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、海外産の商品はごく僅かであり、また、当社が仕入れる商品は為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けなかったため、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、一定額以上の円高にはならないとの断定的な説明を受け、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び商品の仕入単価表等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズについて、一部の商品に係る仕入単価表を基に一定の検証を行っていたが、その検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料等を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、為替相場に係る断定的判断の提供は行っていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第168号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは不可能であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の財務状況を勘案すれば、本件契約を締結するほどの財務耐久性はなく、本件契約の取引期間も長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について具体的な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社及びA社の関連会社の商流並びに輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 4 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第170号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建て又は円建てで商品を仕入れるとともに、国内から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、直接外貨建てで輸入している部分については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、それ以外の仕入については為替相場変動の影響をほとんど受けないことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社の外貨実需額を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流、輸入額及び国内仕入額を把握した上、輸入部分のみならず、A社の国内仕入部分にも一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から国内仕入部分が為替相場変動の影響を受けることを聴取したが、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズ及びヘッジ対象額の把握が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流、ヘッジ対象額及び仕入価格と為替相場の相関性の把握等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年 12 月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 176 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外の子会社から円建てで輸入しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響については、子会社が負担していることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 9 月 3 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及びA社の業容を勘案すると本件契約が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 181 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商材の仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取により、商品の仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であることを確認していたが、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第191号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格に転嫁できたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社の業容等を勘案すると、本件契約の期間は長期に過ぎる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の総額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の期間は、A社の意向を受けて決定したものであり、当行から提案したのではない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の業容等を勘案すると本件契約の期間が長期に過ぎること及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第194号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建て又は円建てで、又は国内の会社を通じて円建てで輸入した原材料を元に商品を製造し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約による取引金額は、当社における海外からの外貨建ての輸入金額に比べ過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その説明は不十分であり、商品内容及び円高時のリスクを十分に理解しておらず、

	B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流、輸入仕入額、及び既に他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社の外貨実需額を聴取し、為替リスクヘッジニーズの検証を行ったが、客観的資料により裏付けを取っているものではないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第203号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内で製造された商材を国内の会社から円建てで仕入れ、当社の業務に用いている。 ・当社は、国内産の商材を国内の会社から円建てで仕入れていたことから、為替相場変動の影響を受けることはなく、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を受けて、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることを確認していたが、客観的資料により裏付けを取っておらず、また、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び仕入価格等の把握が不十分であったこと、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第212号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を国内の会社から外貨建て又は円建てで仕入れ、製造した製品を国内において円建てで販売している。 ・当社の外貨建ての仕入額は少なく、また、円建てでの仕入価格は、主に市況の影響を受けるもので、為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約が内包する具体的リスク等のデメリットについて十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の円建てでの仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社の事業規模を勘案すれば、財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第216号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料を国内の加工業者が加工した商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格に係る為替相場変動の影響は、加工業者が吸収していたことから、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けず、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格の決定方法について、客観的資料により確認していなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月

	<p>26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月22日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第217号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に国内から商品を円建てで仕入れ、円建てで販売し、一部商品を国内又は海外から外貨建てで仕入れ、海外において外貨建てで販売している。 ・当社は、円建ての取引が主であり、外貨建ての取引はわずかであったことから、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入における為替相場変動の影響を受ける商材の割合等について、客観的資料を徴求して確認していない等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第221号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、B銀行担当者から執拗な勧誘を受けて、当社が多額の損失を被るような商品を銀行が提案することはないと考え、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について、一定の検証を行い、相関性があることを確認していたものの、A社との間でその結果を共有していなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料等を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証及び為替リスクヘッジニーズに係る認識の共有が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第223号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外製の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたが、商品の仕入価格は中長期的に固定されており、かつ、為替相場変動の影響を受けるものではなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握していたA社のヘッジ対象額は聴取によるものであり、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第226号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れていたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁できており、また、他の金融機関とのデリバティブ取引を勧案すると、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約は、当社担当者が当社社長の承認を得ずに締結したものであり、当社社長は、本件契約の内容及びリスク等について説明を受けたことはなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかった。また、説明する際に、A社社長が同席していたこともあり、A社は本件契約の内容及びリスク等について把握していたものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第230号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の扱う商材の仕入価格は、市況により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性について検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第232号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で商品を製造販売するほか、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受け、これを販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の海外からの輸入は試験的なものであったこと及び当社と他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引額を勘案すれば、本件契約の契約期間及び契約額は長期かつ過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接貿易をしていること及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、他の金融機関とのデリバティブ取引が終了したことから、本件契約をその代替としたいとの意向を受けて本件契約を締結した。A社がそれ以外にも他の

	金融機関とデリバティブ取引を行っていることは知らされていなかった。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと、及び業況等を勘案すると契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第233号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で商品を製造販売するほか、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の海外からの輸入は試験的なものであったこと及び他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約の契約期間及び契約額は長期に過ぎ、過大であった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等のデメリットについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社からA社が他の金融機関との間で本件契約と同種の契約を締結している旨の説明は受けていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格の把握が不十分であったこと及びA社の商流からすれば契約期間が長期に過ぎることを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 5 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第238号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主として海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているところ、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であり、為替差損が当社の事業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 9 月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと、A社の事業等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第240号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで、また、国内から円建てで商材を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・B銀行が主張する当社の外貨実需額は過大であり、実際の外貨実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約に係る円高時のリスク等のデメリットについて十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握に当たり、客観的な資料を求めておらず、また、当行が把握した外貨実需額についてA社と十分に認識を共有できていなかったことは認める。 ・当行は、A社が他の金融機関と締結している本件契約と同種の契約について、一部しか把握していなかった。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク及び解約に伴う解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第241号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の会社から円建てで商品の製造を受注し、これを海外の会社に外貨建てで委託している。 ・当社には外貨実需があること、委託料は為替相場変動の影響を受けており、これを受注価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他の金融機関とのデリバティブ取引額を考慮したとしても、本件契約のヘッジ比率は妥当であったと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第243号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、また、国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の海外からの仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであるが、一定程度販売価格に転嫁することができたため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社が他の金融機関と締結していたデリバティブ取引を勘案すると、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握していたA社の輸入仕入額は聴取によるものであり、客観的資料による裏付けを取っていないことから、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社からの聴取により、A社が他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていることを把握し、それを考慮した上で、本件契約に係るA社のヘッジ比率を算出した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の具体的な外貨実需額の把握等A社のリスク対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第247号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、また、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の仕入価格は商品市況の影響を受けるものであって、為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入予定額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、輸入する予定の商品に係る発注書を確認したものの、当該取引の決済を外貨建て又は円建てのいずれで行う予定であるのかといった点についての検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需の具体的金額の把握等といった為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月 16 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第248号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料を国内の会社から円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる海外産の原料の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるのではなく、需給関係により決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、B銀行担当者が当社にとってリスクのある商品を

	勧誘することはないと考え、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、ヘッジ対象額及び外貨建ての仕入取引を開始することを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 11 月 12 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第249号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建てで仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであるが、当社はその影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、ヘッジ対象額をA社と共有していたことから、為替リスクヘッジニーズの検証に問題はなかったものと判断しているが、海外からの輸入部分のみを対象とすると、本件契約に伴うヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分

	<p>な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第250号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで、また、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が貿易をしていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 5 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第254号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・他の金融機関との間で行っているデリバティブ取引額を合わせると、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約を勧誘するに当たり、A社の輸入仕入額及び他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引額についての客観的資料を徴求していないことから、ヘッジ対象額の確認が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第255号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から、海外産の原料を加工して商品化した商材を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる商材の仕入価格は、原料の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格が為替相場変動の影響を受けることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について客観的資料による検証を行っていなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第256号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、主に海外の商品を国内商社から円建てで仕入れ、また、一部の商材については海外の会社から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、円建てでの仕入が大部分を占め、外貨建ての仕入額は僅少であり、当該外貨建ての仕入に係る価格決定方法を勘案すれば、その取引は為替相場変動の影響を受けなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び主に商社を通じて海外産の商材を仕入れていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商社を通じた商材の仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第257号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内から商品を外貨建てで仕入れ、国内外に円建て又は外貨建てで販売しているところ、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大なものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額について客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第267号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたところ、輸入価格は為替相場変動の影響を受けており、これを販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、当該契約内容について十分に納得しないまま、B銀行担当者からの執拗な勧誘を受けて本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商品を海外から直接外貨建てで輸入していること及びA社の外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクへ

	<p>ッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、また、A社の要望を受け入れるかたちで本件契約の締結に至ったことから、説明・勧誘方法の点で問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、契約当事者双方が本件契約の内容について十分に納得した上で契約を締結したといえるか疑義が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第268号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は需給のバランスによって決まるものであり、為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び提供された資料により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月

	<p>24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月30日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第269号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は、為替相場変動の影響をあまり受けるものではなく、需給関係による影響を強く受けるため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の商材の仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年 11 月 30 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 270 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料が含まれている商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は、為替相場変動の影響よりも、原料の需給関係による影響を受けるため、本件契約を締結するまでの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産商材の仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について客観的資料をによる十分な検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 274 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の海外製商品の仕入価格は為替相場変動の影響を一部受けるものであり、これを販売価格に転嫁することは困難であることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在していたものの、為替相場の変動が仕入価格にどの程度影響するかは把握していない。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第276号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内産及び海外産の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が仕入れている海外産の商品は僅かであり、また、その仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約に係る説明書類は受け取っていたものの、本件契約の内容について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握し、他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていることを確認した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、また、A社の輸入仕入額について客観的資料を徴求し確認していないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第277号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入れる商材の企画を行っていたことから、商材の内容を変更することで仕入価格を調整できたほか、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することも可能であり、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高にはならないとの発言を受けて、本件契約の円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握し、他の金融機関との間でもデリバティブ取引を行っていることから、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高にはならないといった断定的な判断は提供しておらず、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 10 月 24 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第278号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から海外産の商材を円建てで仕入れるとともに、海外の会社から海外産の商材を外貨建てで仕入れ、国内の会社に販売していた。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けているものの、為替相場変動の影響を一定程度は販売価格に転嫁することができたため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容及び円高時のリスクを十分に理解しておらず、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額の裏付けとなる客観的な資料を徴求して確認していないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確

	<p>認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 10 月 22 日付けであっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第280号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外産の商材を国内の会社を通じて円建て又は外貨建てで仕入れ、当該商材を用いて生産した商品を国内において販売している会社である。</p> <p>・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、B銀行が主張する当社のヘッジ対象額は過大であった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から、本件契約が内包する円高時のリスク等のデメリットについて十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び今後外貨建てでの仕入れが増加することを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 10 月 1 日付けであっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第281号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から円建てで仕事を受注し、国内外の会社に対し製作・販売を依頼し、これに係る諸経費を直接外貨建て又は円建てで支払っている。 ・当社の外貨建ての支払については、為替相場変動の影響を受けるものであったが、当社の外貨実需額及び受注から支払までの期間が短期であったこと等を勘案すれば、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社の取引内容を勘案すれば、継続的な為替リスクヘッジニーズはないことから、本件契約の期間は長期に過ぎた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨建ての費用額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の具体的な商流及び取引実態に係る当行の把握が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びA社の商流を踏まえた契約期間の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第283号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を用いて製造された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものではなく、原材料の需給関係によって決定されるものであったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、その内容等を十分に理解しないまま、投資目的で本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の仕入額について客観的資料による裏付けを取っていないこと及びA社の仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認められる。 ・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格の決定方法の把握が十分ではなかったこと及び仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第284号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約は契約期間が長期に及んでおり、当社に適合しない商品であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスク等について十分な説明を受けておらず、リスクを十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について、A社からの聴取に加え、A社の決算書及びA社提出の輸入支払実績表により把握したものの、必ずしもヘッジ対象額の確認が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の事業の継続性及び今後の輸入仕入額の増加見込み等を考慮すればヘッジ比率は妥当であったと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第291号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部海外で製造された商品を国内の商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には為替リスクヘッジニーズはなく、本件契約を締結する必要はなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者からゼロコストで為替差益が得られるという説明を受けて、円高時の為替差損に係るリスク及び解約清算金について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が海外で製造した商品を仕入れて国内で販売していることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格の決定方法及び仕入価格に係る為替相場変動の影響について、客観的な資料による確認を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、円高時の為替差損及び解約清算金についても事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象金額及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 10 月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第298号
申立ての概要	断定的な判断の提供により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けものであり、これを販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から執拗な勧誘及び一定以上円高にならないとの断定的判断の提供を受けたことから本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、一定以上円高にならない旨の断定的判断の提供は行っていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第301号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているが、仕入価格の為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	24年度(あ)第302号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産及び国内産の原料を国内の会社から円建てで仕入れた上で商品を生産し、これを国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入に占める海外産の原料の割合は低く、また、その仕入価格は主に需給関係によって決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その商品内容及び円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の原料の仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額を聴取により把握したが、客観的資料による裏付けを取っていないこと、及び仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと及び仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていないこと等、A

	<p>社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 7 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第307号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を考慮すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 10 月 4 日及び同年 11 月 9 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第316号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品等を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れており、その仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約により生じる解約清算金等の具体的金額等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流把握及び仕入価格と為替相場の相関性の分析が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第318号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を国内の会社から円建てで仕入れ、円建てで販売しているが、仕入価格は為替相場ではなく主に市況に左右されることから、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等のデメリットについて、B銀行担当者から十分に説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について検証を行ったが、客観的資料による裏付けはないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対してA社の仕入価格と為替相場の相関性の分析及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年10月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第320号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、1年から3年程度で固定されており、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等をよく認識しておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていなかったことは認め

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第321号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について、客観的資料による裏付けを取っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分

	<p>な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 24 年 11 月6日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	24年度(あ)第322号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</p> <p>・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</p> <p>・当社は、商品の仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 10 月 3 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が十分とはいえなかったことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第323号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品の仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社が為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できないことを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第324号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品の仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第325号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで仕入れ、国内の会社に対して円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可

	<p>能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と販売価格に係る客観的資料を確認していないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第333号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為

(B銀行)の見解	<p>替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が、A社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第341号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を、主に国内の会社から円建てで仕入れ、国内において販売している。 ・当社は、仕入れの大半を国内の会社から円建てで行っており、商品の仕入価格は何年も変更されておらず、為替相場変動の影響を受けていないため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入額の確認が聴取によるものであり、客観的資料による裏付けを取っていないことから、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の分析を行っていなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第343号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、年に一度、商品の仕入価格を円建てで決定した上で仕入れており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものではなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについての説明は不十分であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入価格は為替相場変動の影響を勘案した上で、円建てで決定されているという商流を把握し、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 10 月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対してA社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 26 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第347号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内及び海外において円建てで販売しているが、仕入価格については為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が、為替相場変動の影響を受ける商材を扱っている商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていないことは認める。 ・当行担当者は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていなかったこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第350号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内の取引先に円建てで販売していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関とのデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の契約期間は長期であるが、これは、当行が提案した複数の契約期間の中からA社が選択したものであり、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第357号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において

	<p>円建てで販売しているが、その仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びA社の仕入価格が為替相場変動の影響を受けていることを確認した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第358号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社に対して国内で調達した部品を外貨建てで販売するとともに、海外の会社が製造した商品を外貨建てで仕入れ、それを国内において円建てで販売している。 ・当社の外貨実需額は外貨建ての仕入額と販売額の差額であり、僅少であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時のリスク及び解約清算金等の金額の説明は受けておらず、それらのリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握していたA社の外貨実需額は聴取によるものであり、客観的資料による裏付けを取ってなかったことから、ヘッジ対象額の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、A社は過去にも当行とデリバティブ取引を行っていることから、説明方法及び本件契約に係る理解度において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第362号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、加工した上で国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格及び販売価格はともに固定されており、何年も変更されていなかったことから、為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の商材に係る仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月3日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第363号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を海外から直接外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外産の商品を必要に応じて仕入れていたことから外貨建ての仕入額には変動が大きく、また、その仕入価格は需給関係により決定されるものであったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁できないことから、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分

	な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第365号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の扱う商品の原材料は海外で生産されたものが含まれているものの、仕入価格は為替相場変動ではなく、原材料の市場価格変動の影響を受けるものであったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及びリスクについて、十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について客観的資料による確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第366号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外及び国内から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、海外においては外貨建てで、国内には円建てで販売している。 ・当社は、商材の販売によって得た外貨を輸入の支払に充てていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第367号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外の商材を国内の会社を通じて外貨建て又は円建てで仕

	<p>入れ、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格の決定方法を把握した上で、円建てで仕入れる海外産の商材についても、為替相場変動の影響を受けることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が円建てで仕入れる海外産の商品の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行い、A社と為替リスクヘッジニーズに関する認識を共有していた。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 20 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第368号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外の商材を国内の会社を通じて外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第371号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内商社を通じて円建てで海外の原材料を仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は原材料の品質に左右されるものであり、為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が確認したA社の仕入額は聴取によるものであり、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年10月26日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第374号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の材料を国内の会社から円建てで仕入れ、製品化した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる材料の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものではなく、材料の需給関係により決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について検証を行ったが、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損失額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年11月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第377号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。 ・当社が仕入れる海外の商材の仕入価格はほとんど変わることがなく、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第379号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、海外におい

	<p>て外貨建て又は円建てで販売しているほか、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の商品の仕入価格は需給関係による影響を受けるものであり、為替相場変動の影響は受けていなかった。 ・当社は、商品の販売により得た外貨を仕入に充てることが可能であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握したA社の仕入額は聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年10月26日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第380号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を外貨建てで輸入するほか、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、これらの仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から他の金融機関とのデリバティブ取引の状況を聴取し、ヘッジ比

	<p>率に問題はないと判断した上で本件契約の締結に至っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第383号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は他の金融機関との間でもデリバティブ取引を行っており、当該取引の取扱額及び当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けた際、メリットを強調した説明を受け、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他の金融機関とのデリバティブ取引を合わせると、ヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 10 月 18 日付けであっせん手続を打ち切った。
--	---

事案番号	24 年度(あ)第 384 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、事業の一部において、海外で役務を提供しており、役務提供に係る諸経費については外貨建てで支払っていたものの、当該金額は僅かであり、また、諸経費の価格設定は為替相場変動の影響を受けないものであることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、本件契約が内包するリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの有無の確認を聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったこと及び役務提供に係る諸経費と為替相場の相関分析が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 11 月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第387号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたところ、当該輸入価格は為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が事業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約に係る円高時のリスク及び解約清算金等の具体的な内容について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第388号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で生産された原材料を国内の会社を通じて又は国内で生産された原材料を直接円建てで仕入れ、加工した上、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入価格は、主に原材料の需給関係により決定されることから、為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の円高時のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、これを十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握し、A社からの聴取にもとづき作成した資料をA社と共有した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入品目ごとに輸入仕入額を聴取すること等により輸入仕入総額の確認を行っていた。 ・当行は、A社に対して、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第392号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で生産された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたが、仕入価格については主に商材の需給関係により決定されるほか、仕入価格変動を販売価格に転嫁することができたため、為替相場変動の影響を受けていなかったから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性について、客観的資料による検証を十分には行っていなかったことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第396号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れている海外製商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、商品の仕様等を変更することによって仕入価格の上昇を回避することが可能であったから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外製商品の仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 10 月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不

	<p>十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月26日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第399号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材は、為替相場変動の影響を受けていないものがほとんどあり、また、為替相場変動の影響を受けている一部の商材も、その影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握し、A社の仕入商品に係る為替相場変動の影響を販売価格へ転嫁できないことを客観的な資料で確認した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第400号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、また、A社がデリバティブ取引について豊富な知識を有していたことから、説明方法及びA社の理解度において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第406号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたが、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、決算書及び海外産の商品に係る仕入伝票を確認していたが、その仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったこと、及び契約期間が長期に過ぎたことは認める。 ・当行は、A社に対して本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間が長期に過ぎたことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第409号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容が記載された書類を受け取っていたものの、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び提供された資料により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年10月30日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第419号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、国内で製造された商品しか取り扱っていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の取扱商品の中に海外で製造される商品が含まれており、その仕入価格が為替相場変動の影響を受けることを確認した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第420号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、短期の為替予約を行うことによって調達した外貨を決済に充当していたことから、本件契約を締結する必要性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解

	約清算金及び円高時のリスク等について十分に理解しないまま、執拗な勧誘を受けて、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、役員報酬等を勘案して本件契約を勧誘したが、A社の経常利益からすれば、財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、また、執拗な勧誘は行っていないため、説明及び勧誘方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第421号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入れる商品に係る為替相場変動の影響は、仕入先が負っていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク及び解約清算金等について十分に説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、為替相場変動の仕入価格への影響及び将来の外貨実需額の見込みを聴取した上で、為替リスクヘッジニーズがあるものと判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の将来の外貨実需見込額は聴取によるものであって、A者のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月18日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第430号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約は当社の財務耐久力を超えるものであり、為替差損が当社の経営を大きく圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けた上で、本契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年 12 月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 437 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、原材料を商社等から円建てで仕入れ、これを加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社は、一部の海外産原材料の仕入価格が為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、当社の外貨実需額を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産原材料の仕入額等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 11 月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び仕入価格と為替相場の相関性についての検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 12 月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 441 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・海外からの商材の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けることから、当社に

	<p>は一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、国内から仕入れる商材が仕入の大部分を占めており、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から提出された資料等により、A社のヘッジ対象額等を把握していたものの、その把握が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第445号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであり、その影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の仕入額からすれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等について、十分な説明を受けておらず、一定以上の円高にはならないとの説明を受けて、勧められるがまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の商品の仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、一定以上の円高にはならないとの説明は行っていない。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関性を確認していない等、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月21日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第451号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、当該取引は短期間で終了したため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需の見込み額にもとづき本件契約を提案しており、A社のヘッジ対象額の把握が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月20日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	24年度(あ)第460号
申立ての概要	断定的判断の提供により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、一定以上の円高が長く続くことはないとの説明があり、本件契約の円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結した。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、一定以上の円高が長く続くことはないとの断定的判断の提供は行っていない。 ・本件契約の契約期間は、当行が複数提案したもののなかから、A社が自ら選択したものである。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張の隔たりが大きく、あっせんの成立の見込みがないことから、平成24年12月4日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第470号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について客観的資料による確認を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年12月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第482号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を主に海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困

	<p>難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年11月22日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第488号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約によってA社のヘッジ比率が過大になっていたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張の隔たりが大きく、あっせんの成立の見込みがないことから、平成24年12月10日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第498号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、商材の仕入価格は為替相場変動の影響ではなく、需給関係によって決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等に関する説明は受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第527号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を含めたヘッジ比率の推移表をA社に提示して説明し、A社の了解を得て本件契約に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第548号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>
--	--

事案番号	24年度(あ)第549号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内の会社に円建て又は外貨建てで販売していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けていない。 ・当社は、B銀行担当者から将来の為替相場について、断定的な判断の提供を受け、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、将来の為替相場についての断定的な判断の提供は行っていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第556号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているが、当社の外貨実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社からの聴取により把握したA社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案してヘッジ比率を計算しており、A社のヘッジ比率の検証について問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、融資実行の条件として本件契約を勧誘していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第560号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しており、その仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであるが、海外の商品の仕入額は僅かであり、また為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至ったが、本件契約の締結については取締役会の決議を経ずに行われたものである。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、融資実行の条件として本件契約を勧誘していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上